

## 丹生ダム建設事業の中止に伴う今後の地域整備事業について

### 1 これまでの主な経過について (丹生ダム位置図:別添①)

昭和43年10月	建設省(現 国土交通省)が予備調査を開始
昭和59年6月	高時川ダム建設事業実施計画調査に係る基本協定書締結
平成6年4月	水資源開発公団(現水資源機構)に事業承継
平成8年12月	集団移転が完了(40戸)
平成21年4月	利水者が撤退し、「淀川水系水資源開発基本計画」の全部変更により、丹生ダムの水資源施設としての位置づけがなくなる
平成21年12月	丹生ダムが検証を行うダムとして位置づけされる
平成26年 1月16日	関係地方公共団体からなる検討の場(第1回)及び幹事会(第5回) ◇「ダム建設を含む案」は有利でないとの総合的評価を検討主体の近畿地方整備局、水資源機構が提示
平成28年1月	丹生ダム対策委員会が近畿地方整備局に意見書を提出
平成28年 7月20日	丹生ダム建設事業の国土交通大臣の対応方針の決定 ◇中止(ただし、中止後の地域振興については、これまでのダム事業の経緯を踏まえ、関係機関とともに実施する)
平成28年9月	丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備に係る基本協定の締結

### 2 基本協定の締結について

#### ◇ 協定調印式

丹生ダム建設事業の中止により地域振興に必要な事業を速やかに実施するため、丹生ダム対策委員会、国土交通省近畿地方整備局、長浜市、独立行政法人水資源機構および滋賀県が、基本協定を締結(基本協定書に調印)

○期 日 平成28年9月11日(日)

○場 所 長浜市役所

○調印者 丹生ダム対策委員会	丹生委員長
国土交通省近畿地方整備局	池田局長
滋賀県	三日月知事
長浜市	藤井市長
独立行政法人水資源機構	甲村理事長



#### ◇ 基本協定書 別添②

### 3 今後の地域整備事業の進め方について

#### ◇ 協議会の設置

- ・ 協定を締結した5者が「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会」を設置

#### ◇ 協議会の役割

- ・ 地域整備事業について整備可能な手法の協議、調整
- ・ 地域整備事業に係る実施計画の策定
- ・ 地域整備事業に関する進捗の報告、確認 等

### 4 地域整備事業に対する県の役割について

#### ◇ 地域整備事業に対する基本方針

- ・ 近畿地方整備局、水資源機構、長浜市と連携し、地域整備事業に取り組んでいく。

#### ◇ 地域整備の個別事業への対応

- ・ 実施する地域整備の個別事業については、本年1月にダム対策委員会から近畿地方整備局に提出された「意見書」の6項目の要請事項(※1)に基づく地元からの要望を受けて、協議会において調整される。
- ・ 主な事業としては、水没することとなっていた県道中河内木之本線の道路整備が想定されるが、国の交付金による支援等をいただきながら取り組む。

### 5 ダムに代わる治水対策について

- ・ ダムに代わる治水対策である姉川・高時川の河川整備については、湖北圏域河川整備計画に基づき計画的に実施する。

#### (※1) 地域活性化を図るための6項目の要請事項

- ・ 道路網の整備
- ・ 水源地域の山林等の保全と維持管理
- ・ 高時川の河川整備（治水・瀬切れ対策、砂防）
- ・ 発生土受入地の利活用
- ・ 自然、文化、歴史を活かした地域振興策
- ・ 安心・安全な生活のための環境整備

# 丹生ダム 位置図

別添①

